

自動販売機設置場所貸付に係る仕様書【高崎北高等学校】

1 貸付場所及び貸付面積

物件番号	財産名称	所在地	貸付箇所	位置図	貸付面積	台数
1	群馬県立 高崎北高等学校 建物の一部	高崎市 井出町 1080	校舎1階 通路北側	位置図 ①	2.08 m ² (1.4m×0.95m+0.75 m ²)	1
			校舎1階 通路南側	位置図 ②	1.83 m ² (1.4m×0.95m+0.5 m ²)	1
			校舎2階 通路北側	位置図 ③	2.08 m ² (1.4m×0.95m+0.75 m ²)	1
2	同上	同上	セミナー ハウス前	位置図 ④	1.83 m ² (1.4m×0.95m+0.5 m ²)	1
			第2体育館 北側	位置図 ⑤	1.83 m ² (1.4m×0.95m+0.5 m ²)	1

※ 貸付面積には、放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※ 電子マネー対応型自動販売機、災害救援ベンダー機も可とする。

2 貸付期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（更新なし）

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ及びデザイン

① 大きさ

おおよそW1400mm×D950mm×H2000mm以内 36ボタン程度

② デザイン

物件番号1：周辺環境に配慮したユニバーサルデザインとする。

物件番号2：周辺環境に配慮したデザインとする。

(2) 環境対策

① 省エネ

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

② 低GWP冷媒機

地球温暖化係数（GWP）が相当程度小さい、二酸化炭素、炭化水素又はハイドロフルオロオレフィン（HFO1234yf）等を冷媒として採用した機種とする。

(3) 安全対策

① 転倒防止

「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準」(清涼飲料自販機協議会作成)を遵守した措置を講じるものとする。

② 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」(食品衛生法)及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

③ 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化技術基準」(日本自動販売機システム機械工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(4) 使用済み容器の回収

① 回収ボックスの設置

原則として自動販売機1台につき、2個の割合で自動販売機脇に設置する。ただし、紙パック等を含む自動販売機は、1台に3個の割合で自動販売機脇に設置する。

② 回収ボックスの規格

ア 素材

プラスチック製又は金属製とする。

イ 容積

回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器が溢れ、周囲に散乱しない十分な収容容積とする。

ウ その他

使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図る。

③ 使用済み容器の処理

ア 容器包装リサイクル法(平成7年法律第112号)など、関係法令に基づいて適切に処理する。

イ 回収ボックスに収容された使用済み容器は、設置した自動販売機からの使用済み容器と、外部から持ち込んだ使用済み容器とを区別することなく、すべて回収すること。

ウ 使用済み容器の回収に使用するゴミ袋は、設置者の負担とすること。

(5) 自動販売機の設置及び管理運営

① 設置者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行う。

② 設置者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。

③ 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応する。

4 販売商品の種類等

(1) 種類

- ・共通事項 果汁野菜系飲料・スポーツ飲料・茶系飲料等とする。
炭酸飲料は、自動販売機1台につき、3種類(本)程度までとする。
- ・特異事項 物件1の校舎1階通路北側(位置図①)、校舎2階通路北側(位置図③)については、共通事項に掲げる飲料のほか、乳製品を含むものとする。

物件番号	貸付箇所	位置図	容器種別	飲料の種類	台数
1	校舎1階通路北側	位置図①	ペットボトル缶 紙パック等	共通事項に掲げる飲料の他、 <u>乳製品を含むものとする。</u>	1
	校舎1階通路南側	位置図②	ペットボトル缶	共通事項のとおり	1
	校舎2階通路北側	位置図③	ペットボトル缶 紙パック等	共通事項に掲げる飲料の他、 <u>乳製品を含むものとする。</u>	1
2	セミナーハウス前	位置図④	ペットボトル缶	共通事項のとおり	1
	第2体育館北側	位置図⑤	ペットボトル缶	共通事項のとおり	1

(2) 価格

標準販売価格(定価)の75%以下とする。また、物価の変動等(増税等)により価格の改定の必要があるときは、協議の上改定をする。

5 貸付料

落札価格とする。

6 電気料

設置者が自ら設置したメーター(計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限る。)により計測した電気使用量に基づき、群馬県が定めた行政財産使用許可事務取扱要領の規定を準用して計算した額とする。

なお、メーターの設置は、自動販売機1台につき1機又は自動販売機複数台につき1機のどちらでも可とする。

7 売上手数料

徴収しない。

8 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、設置者が負担する。
- (2) 電気使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置者が負担する。なお、設置にあたっては群馬県の指示に従うものとする。

9 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状回復して学校の確認を受けなければならない。

10 自動販売機設置に伴う事故

学校の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

11 商品等の盗難及び破損

- (1) 学校の責に帰することが明らかな場合を除き、群馬県はその責を負わない。
- (2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

12 報告等の義務

- (1) 設置者は、校長等に対して販売品目、販売価格および販売形態（冷温の別）等が記載された販売予定商品一覧等を提示し、承認を受けなければならない。
- (2) 設置者は、校長より商品の販売実績について求められた場合、統計資料を提供しなければならない。